

福井県議会議員

福野だいすけ 県政レポート 令和7年春季版



【発行者】
福井県議会議員 福野大輔 TEL: 0918-8153 福井県福井市安保町8-21-1
E-mail: d-fukuno@fukuienkikai.jp 携帯番号: 090-5174-6722
公式サイト: fukuno-daisuke.com



令和6年12月議会 福野だいすけ 一般質問

○103万円の壁について

【福野の質問】

杉本知事は11月29日の定例会見で、年収が103万円を超えると所得税が発生する、いわゆる“103万円の壁”について75万円の控除引き上げが行われた場合、県内では年間約310億円の税および地方交付税の減収になると試算を明らかにし、国に対して「責任をもって補填を検討してほしい」と主張した。年間約310億円が減収となると多くの行政サービスが低下するので、私も国が責任をもって減収分は交付税措置をするべきと思う。ただ県や県内市町の合計で約310億円の減収ということだが、言い換えると働いている県民の年間手取り額が合計310億円増えるということではないか。310億円の手取りが増えたとなれば、財布の紐がゆるみ、310億円の全てとは言わないが一部が支出に回り、乗数効果によって県内経済に寄与するものと考える。また、昨今最低賃金が上がり続けており、年間所得が103万円を超えないように働き控えをするパート・アルバイト従業員が多くおり、需要に対して人材供給量が不足していることが全国的に話題になっている。年収103万円の壁引き上げによって働き控えの解消による経済効果もあると考えられる。今回の103万円の壁の話題は、約7~8兆円の国における減収による行政サービスの低下ばかりがクローズアップされているが、手取りが増えたり、働き控え解消による経済効果のプラスの面も合わせて論じるべきだと考える。

県内においては年収103万円の壁引き上げを行うと行政サイドでは県と市町合わせて年間約310億円の減収ということだが、県民の手取りは310億円増えるということでしょうか。

103万円の壁だけではなく、106万円の壁や130万円の壁についても議論がなされている。106万円と130万円の壁は社会保険に関する壁なので税収には関係しないが、家計負担や企業負担には大きな影響がある。

103万円の税金の壁や社会保険の壁の見直しによる県民の手取り増や働き控え解消など県内の経済効果をどのように考えているか。

【杉本知事の答弁】

今回、仮に住民税も含めて75万円の基礎控除等が引上げ（103万円から178万円）になるという場合の県と市町の減収の効果というのは、住民税で250億円、交付税で60億円の310億円ということである。

これにより、県分の140億円だけでも子育て支援であれば必要経費の半分が失われるということで、行政サービスについては厳しい状況に陥るとともに、公共事業等の歳出も減らざるを得ないということで、地域経済の面で見ても、マイナスの効果はあると考えている。

一方で、議員の指摘のように、県民の手取りが増えるのではないかということは、住民税で250億、県内の所得税で140億円であり、合わせて390億円分、手取りが増えるという計算になる。

また、103万円の壁による働き控えなどについても、時間に制限なく、所得のことを気にしないで年末も働くというようなこともあるわけであり、そういう意味では飲食業や小売業などで人手が非常に足りないというところに色々な方に働いていただく、そういう機会も増えるということもあると考えている。

そういう意味で、皆様方からはいかにして手取りを増やすかといった観点からの御議論もいただいているというふうに認識をしている。

結論から言うと、国民の皆さん、県民の皆さんにとって、一番バランスよく、どういうところに落ち着かせるのかということかと思っている。

やはり、特に地方財政の場合は、ほぼサービスのほうにお金が回っていくという部分があるので、地方財政の影響については最小限にしてほしいと考えている。

○公益通報保護制度について

【福野の質問】

兵庫県知事選挙が関西のマスコミだけではなく全国のマスコミにも取り上げられ、ネットやSNS上でも大きな話題になった。またこの選挙の前に起きた元県民局長の自死事件は、公用パソコンの内容調査から始まった一連の出来事が引き金となりました。

この事件は、個人のプライバシーと公的機関の調査権限の境界線をめぐる議論を巻き起こし、兵庫県政の透明性と信頼性に大きな疑問を投げかけることとなつた。公用パソコンの調査がどのように行われ、誰の指示で実施されたのかはっきりしないところがある。兵庫県の人事課や秘書課が関与していたとされる一方で、知事や副知事の関与の可能性も指摘されており、真相解明に向けた調査が進められている。さらに、この事件は公益通報制度の在り方にも一石を投じた。元県民局長が配布した文書が公益通報に該当するかどうかをめぐる議論は、組織内部の不正を告発する仕組みの重要性と、それを適切に保護する必要性を改めて浮き彫りにした。

この問題は、単に一個人の行動の是非を問うものではなく、行政組織全体の透明性と公正さを問い合わせ契機となったかと思う。

今回の兵庫県での一連の流れを踏まえ、福井県においての公益通報保護に関しての現状はどうなっているかを問う。

【総務部長の答弁】

福井県庁での公益通報保護制度については、平成18年4月の公益通報者保護法施行に合わせて、福井県公益通報に関する処理要領を策定して、体制を整備している。職員向けにはインターネット、外部の方向けには県のホームページにおいて、制度の内容や通報先を周知している。また、平成22年に要領を見直して、従来からの内部窓口としての人事課に加えて、新たに弁護士事務所を外部窓口として設置して、独立性を担保するとともに、匿名での通報を受理するように見直しをしている。通報者の範囲についても、県職員や県と契約した事業者、事業者の従業員に加えて、令和4年6月の改正公益通報者保護法の施行に伴い、退職後1年以内の県職員等にまで拡大しており、人事課に設置している内部の窓口にはこれまで3件の通報があったところである。

【福野の質問】

兵庫県のケースでは、3月に一部の県議やマスコミなどに「告発文」として送付され、4月に県の公益通報の窓口に文書が提出されている。3月に送付した告発文では公益通報として扱われなかった。
公益通報の窓口ではなく、告発者がマスコミ等に通報したり、告発文書の拡散を行ったりした場合に公益通報者保護法として対応するか。しないのであればどのような対応をとるか、福井県としての考えは。

【総務部長の答弁】

県ではこれまで職員の法令違反の情報等を把握した場合には、調査により事実確認を行い、必要な是正や処分を行ってきたが、議員からの質問のとおり、その発端が職員等による報道機関への通報である場合には、それが他人に損害を与えるなど、不正の目的で行われる通報を除き、公益通報者保護法に該当するものとして対応していくものと考えている。また、インターネットなどを利用して、不特定多数に告発文書の拡散を行う場合については、一般的には公益通報に該当しないが、その場合においても、必要に応じて調査、是正を行う。職員等に対しては、通報窓口も含めて、公益通報制度について改めて周知していく。

【福野の質問】

今回の兵庫県の事件は公用PCの私的利用についても様々な問題提起があったと思う。
県庁においても、公用PCについて、私的利用をしないための仕組み、プライバシー保護と不正利用を調査する権利の兼ね合いなど、公用機器の使用に関する明確なガイドラインの策定が必要と考える。
・公用PCの私的利用についての見解、対策について県の考えは。

【未来創造部長の答弁】

県では、平成19年7月に情報セキュリティポリシーを策定し、業務以外の目的での電子メールアドレスの使用であったり、情報資産へのアクセス、インターネットアクセスを禁止しております。このように公用パソコンの私的利用は認めておらず、違反した場合には、事案の重大性や状況等に応じて、懲戒処分の対象になることを明記している。また、私的利用を防ぐ仕組みとして、業務に必要のないウェブサイトへの閲覧を制限するシステムであったりとか、電子メールの送信時の所属長等による承認システムを導入している。引き続き情報セキュリティの確保であったり、情報の適正管理など、情報セキュリティポリシーの遵守について、職員に周知、徹底していく。

○大規模災害時の仮設住宅建設候補地における浸水リスクについて

【福野の質問】

11月25日の読売新聞にて災害時に自治体が建設する応急仮設住宅について、福井県においては建設候補地の66%が「洪水浸水想定区域」にあると報道があった。私が住む福井市も福井豪雨の際に市街地の多くが浸水したが、仮設住宅建設候補地35か所の内、18か所が「浸水1メートル以上」と想定されています。

記憶に新しいところで1月の能登半島地震で被災した石川県奥能登地方では平地が限られる中、避難生活を早期解消するため洪水浸水想定区域などにも仮設住宅が建設されました。その結果、9月の記録的大雨で計6団地222戸が床上浸水し、多くの被災者が再び避難所暮らしを余儀なくされたとのこと。大規模災害時における仮設住宅の建設は、災害救助法に基づき県や市町が連携し、主に市町が場所を選び、県が建設する。内閣府の手引では、建設候補地を選ぶ際、洪水や土砂災害などのリスクに留意すべきだとしている。

そこで問うが、県内の仮設住宅建設候補地の多くが「洪水浸水想定区域」内にあることについて県の所見を伺う。
また、やむをえず「洪水浸水想定区域」内で仮設住宅を建設した場合、豪雨等による浸水リスクへの対応として、どのような備えが必要と考えているのか県の所見を伺う。



【土木部長の答弁】

仮設住宅建設候補地については、本県では災害規模の地震に想定される住家被害を踏まえて、約1万9000戸分を確保することを目標として、現在、289か所を選定している。そのうち192か所、約66%がおおむね1000年に一度の洪水時の浸水想定区域内となっている。これは能登半島地震を踏まえて、居住者の生活利便性を考慮し、建設地に集会施設や駐車スペースも確保するように見直したこと、地域の公園やグラウンドなど、一定規模の敷地面積が確保できるとともに、住民の生活やコミュニティの維持にも配慮し、候補地を選定した結果であるが、県としては、被災者の安全性が確保されることが重要であると考えており、浸水リスクの小さい候補地への集約化や新たな候補地の選定、住宅の構造的な工夫を含め、市町と検討していかないと考えている。

次に洪水浸水想定区域内に建設した場合の浸水リスクへの対応についてであるが、大規模災害発生時には、まず、市町において被災状況に応じた仮設住宅の必要建設戸数を把握した後に、まず、浸水リスクのない、または浸水深が50センチ以下など、そのリスクの低いエリアを優先して建設地を選定していくこととしている。

また、浸水区域内に建設する場合は、床上浸水を防ぐための住宅基礎のかさ上げなど、リスクに応じた可能な限りのハード対策を行うほか、大雨時に避難が確実かつ迅速に行えるよう、避難情報伝達の体制整備等を図っていくことを考えている。

令和7年2月議会 福野だいすけ 一般質問

2月議会の一般質問の様子は、
福井県議会の公式YouTube
で視聴できます



○降雪時の予防的通行止めについて

【福野の質問】

1月10日午前2時頃より国道8号と北陸自動車道の予防的通行止めが行なわれた。8時間後の午前10時に国道8号が、さらに2時間後の正午に高速道路の規制が解除された。集中的な除雪により大雪での車の立ち往生を防ごうと行われた予防的通行止めの意義は分かるが報道によると物流などに影響がでたとのことである。

以前は本年1月のこの程度の降雪では同時通行止めを行っていなかったと認識している。大した降雪量ではないのに国道と高速道路の同時通行止めは慎重に行うべきと考える。

一方で2月に入ってからは、4日以降、1月に降った時よりも多くの降雪が断続的にあり同時通行止めの効果は一定程度あったと認識しているがこちらも何度も長時間の同時通行止めが発生し県内の物流や人の移動に大きな影響を及ぼした。また18日以降の降雪でも同時通行止めが行われた。降雪時における過剰な同時通行止めは県民の生活に大きく影響を与えるし、企業誘致をする際にも物流網が滞ることを懸念してマイナスに作用するのではないかと危惧される。

県として今回の降雪時における国道と高速道路の予防的通行止めをどう評価するか。また、物流を阻害しないため、国土交通省近畿地方整備局やNEXCOに対する今後の県の姿勢を伺うと共に、国道8号と北陸自動車道の同時通行止めではなく、交互に除雪することや、2車線ある区間は1車線ずつ除雪するなど県内の物流を止めない方法を模索すべきと考えるが県の考えは。

【知事の答弁】

議員の指摘どおり、降雪時の予防的通行止め、もしくはスタックなんかによる通行止めができるだけ避けていくことは、県民生活の上でも、物流の上でも重要なというふうに認識をしている。私も就任以来、副知事の時代も含めて、決意を用いてやらせていただいている。

例えば平成30年とか令和3年のときには、国道8号だったり、北陸道で大規模な滞留が発生した。これは、できるだけ交通を通そうということで御理解をいただいて、国道側もNEXCO側もそれに協力をいただいた。結果として、外から入ってくる車でスタックをし、1500~1600台と並んでしまった。その方がよっぽど長い期間、通行ができない。こういうことで大変大きな被害が生じたといった経験もあった。

ですので、私どもは従前から、もしも予防的通行止めをするのであれば、早い時点できつ、広域的に迂回ができるような体制にしていただくこと、もう一つは、予報でこれだけ降ると言わながら、現実にはそれだけ振らなかつたり遅れて降つたりとかいうことがあったり、降つてもいないのに止めるというようなことが以前にもあったので、現況を見ながら対応していただくようにと従前から国やNEXCOに伝えている。

今回については、大雪が降るということが数日前から気象予報もあったので、我々としても、国、NEXCO、県一緒にやって合同の記者会見を行った。また、荷主の事業者とか、トラック協会に対しても広域迂回であったり、運送計画を見直すことをお願いをした。そして降雪予報日に徐々に近づいてくると、区間であったりとか時間帯を絞り込みながら広報も行った。今回も雪の降り方は大きいうと予報にかなり近かったと認識している。多少下振れしたところがあったが、上振れした時間帯もあったので、やむを得なかつたところがある。1月と2月では、印象が違うというところも認識もしている。

特に2月4日の夜から5日にかけて大雪が降つたわけだが、5日は平日だったので、朝とにかく雪が少し収まってきたところで除雪を急いでいたので、県民の生活に重要な8号線のほうを早く開けていただくオペレーションを何とか職員も一生懸命徹夜で頑張って実現ができたと認識している。

今回の通行止めについていろいろな御意見もいただいているが、どれだけ完全に降るかということは分からぬ中でも、最大限の努力を、国も、NEXCOも、県職員もしたと考えている。いずれにしても、県民生活に非常に大きな影響を与える、物流にも大きな影響を与えるということなので、選択肢をできるだけ残す段階で、早い段階から広域迂回とか、運送計画を見直すということもお願いをしながら、何とか少しでも生活への影響を小さくしていくことを国、NEXCOにもお願いしながら実現していきたいと考えている。

【土木部長答弁】

同時通行止めは、過去に高速道路が通行止めとなった際、並行する国道へ交通が集中し、大規模な車両滞留が発生したことから、これを回避するために実施している。通行止めを行う際には、降雪予測だけではなく、直前まで現地の降雪量や路面の状況、交通状況等を見極めて判断するとともに、各道路管理者等が通行止め区間や広域迂回などの調整を行つた上で実施することとしている。また、通行止めの実施後は、集中的、効率的に除雪作業を実施し、通行止めを早期に解除することにより物流の早期回復に努めている。引き続き、除雪機械の増強や除雪体制の強化、安全確認の効率化など、可能な限り早期に通行止めを解除し、物流への影響を最小限にとどめるよう、取組を国や高速道路会社とともに検討していく。

○一乗谷朝倉氏遺跡について

【福野の質問】

一乗谷朝倉氏遺跡は、国の特別史跡・特別名勝・重要文化財として三重指定を受けており高く評価されている。この三重指定は国内には一乗谷朝倉氏遺跡を含めて合計6か所あるがその内朝倉氏遺跡以外の5か所は世界遺産登録されている。一乗谷朝倉氏遺跡はいまだ世界遺産に登録されていないので世界遺産登録に向けてなお一層の尽力が必要である。

また、昨年3月に北陸新幹線が福井にやってきたことで一乗谷朝倉氏遺跡への観光にも一定の効果はあったが、一乗谷朝倉氏遺跡がもつポテンシャルを考えればまだまだ観光客を増やす余地がある。県民の間では一乗谷朝倉氏遺跡といえば充分な知名度があるが国内外においてはまだまだ不十分であり知名度不足であると関係者の方からご意見もいただいている。

一乗谷朝倉氏遺跡の知名度についてどのように認識し、今後対応していく考え方。また、国内外へのプロモーション活動について、県としての広報・プロモーション施策や関係団体との連携の強化についての方針は。

【副知事の答弁】

一乗谷朝倉氏遺跡は、日本の考古学の研究者からは、国内で唯一無二の中世都市の遺跡ということで、非常に高い評価を得ている。その一方で、福井県内の著名な観光地と肩を並べるほどの認知度があると言わると、もう少し頑張らなければならない状況だと思う。今年、この朝倉氏遺跡に関しては、9月にパリの国際学会で研究発表を行う。それから10月には全国の遺跡環境整備会議をこの朝倉氏遺跡で開催する。

それと、国立歴史民俗博物館との連携研究も今年スタートする。このように、まずは学術研究分野でのステータスをここからさらに高めていこうと考えている。

また福井市や関係団体などとともに、福井でもやつたお城EXPOとか、東京の神楽坂、それから首都圏の様々な駅、こういうところでプロモーション活動を継続して、一般の方に認知度を高めていこうと考えている。今後、世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOSの国内委員会とか、世界的な権威者、研究者と、この朝倉氏遺跡の価値の理解の共有を図つていこうと考えている。また、学術研究にこの裏打ちされた日本の中世都市の文化、建物、暮らし、これが実際に一乗谷に行けば体験できるということで、研究者だけでなく、一般の方、特に観光客の方々にも広くアピールして、認知度を高めていきたいと考えている。

【福野の質問】

遺跡の調査・発掘の充実についてどのような支援策や体制強化を検討しているのか、また地域住民の生活と調和した形での遺跡の保存・活用を実現するための具体的な管理計画や運営体制はどのように構築していく方針であるか。

【交流文化部長の答弁】

一乗谷朝倉氏遺跡の発掘調査は、昭和42年から50年以上にわたり国の補助を受けて行っており、現在も博物館専門員が奈良文化財研究所とか、東京都の国立歴史博物館などの国内有数の考古、保存科学的研究の専門家とともに調査研究を進めているところである。

日本唯一の中世城下町遺跡の全容解明をし、遺跡の世界的な認知度を向上させる、このためには、城下とか山城などの重要な防御施設の発掘調査が不可欠というふうに研究者の方からは聞いており、福井市と協力しながら、まずは下木戸周辺とか山城部の公有地化、これを進めていきたいと考えている。また、遺跡の保存活用を実現するための管理計画については、福井市が昨年3月に策定済であり、それに基づき、市の観光協会や保存団体などと県も協力しながら、遺跡の適切な保存と活用を図つていきたいと考えている。

【福野の質問】

来訪者数の増加に向けた一乗谷エリア全体の活性化について今後の方針は。

【交流文化部長の答弁】

県としては、地元の福井市や関係団体と協力して、北陸新幹線の主要駅でのプロモーション活動の強化を図るとともに、若者や家族連れが楽しめる一乗谷文化祭とか、歴史ファン必見の加冠の儀、あるいはVR技術を活用した当時の建物や町並みが立体的に見ることができるアプリの提供などをして、今後も歴史体験のコンテンツを充実したいと考えである。さらに来年度からは、遺跡内の案内サインの統一化を段階的に進めることとしており、遺跡内の回遊性を高めるとともに、一乗谷全体の魅力向上につなげていきたい。

◎選択的夫婦別姓制度について

【福野の質問】

選択的夫婦別姓制度について産経新聞とFNNが令和7年1月に世論調査を行っている。「賛成」、「通称使用の拡大を行い同性を維持」、「反対」の3択での世論調査であり、「通称使用の拡大」と「反対」を合わせた回答率が59・9%となっている。また2月に読売新聞も世論調査を行っており、「通称使用の拡大」が一番多く、同姓維持を求める声が一番大きい結果となっている。

夫婦別姓制度については、野党を中心に導入のメリットを挙げて議論を展開している。ただ、夫婦別姓制度が実現した場合に生じるデメリットはあまり議論が進んでいないように感じる。一度実現してしまえば元には戻れない不可逆的な制度であるのでメリットだけではなくデメリットもしっかりと精査し、国民にも理解を深めていただく必要があると思う。そこで私の方でいくつかデメリットを挙げたい。

まずは子どもの姓の選択に関して。夫婦別姓を選んだ場合、両親どちらかの姓を子どもが名乗るかを選ぶ必要がある。現在は夫婦が同じ姓を名乗ることで自動的に子の姓が決まるが、別姓では出生時に両親の話し合いが不可欠である。夫婦別姓を選ぶ夫婦はそれぞれ姓にこだわりを持つ場合が多いと考えられ、第一子の姓を選択する際に夫婦間や場合によっては双方の親を巻き込んで揉める可能性が高いのではないか。過去に提出された立憲民主党案では揉めた場合は家庭裁判所で決めるとしているが、産まれたばかりの子どもの姓を家庭裁判所に委ねて本当に良いのであろうか。

また夫婦別姓制度の欠点として子供への影響が大きいことが挙げられる。夫婦が別姓であれば片方の親とは親子別姓になるし、一人目の子どもが父の姓を名乗り二人目の子どもが母の姓を名乗れば兄弟間で別姓になる。つまりファミリーネームが存在しない家庭ができる。産経新聞社が昨年11～12月に小学4年生から中学3年生を対象に行った夫婦別姓に関する調査によると多くの子どもたちも選択的夫婦別姓制度の導入に反対しており、やはり導入には慎重になるべきと考える。

また現在の戸籍制度において戸籍には原則として1つの姓しか入れられないとしているが、夫婦別姓になると、この制度に矛盾が生じてくる。世論調査において、「導入に賛成」と答えた人の中には親子別姓、兄弟別姓になることや戸籍制度の崩壊に繋がっていくことまで意識していない人も多いのではないかでしょうか。また、家族の証明が難しくなるという問題もある。子どもが親と異なる姓を名乗る場合、学校や病院で親子関係を証明する際に混乱が生じたり、夫婦が異なる姓を持つことで、病院での手続きや緊急時の代理権の行使が難しくなることも考えられる。また、多様な姓への対応のための事務負担増加による、役所や学校での手続きの煩雑化や、相続や親権など法的な書類作成や手続きの煩雑化という可能性もありうる。

私は夫婦同姓制度を維持し、不便が生じることに関しては旧姓の使用拡大を図ることで解消していくべきだと考えています。高市早苗衆議院議員が総務大臣在任中に『住民基本台帳法』『国勢調査令』など総務省が所管する全法令をチェックし、各種届出や事務手続きなどにつき、総務省単独で措置できるものは、新たに旧姓記載可能とする旨を通知・周知し、合計1142件で旧姓記載が可能になり、今では住民票やマイナンバーカードで旧姓併記が可能になり、旧姓で各種契約や本人確認も可能になっている。行政に関するもの以外でも例えば旧姓による預金口座開設等については、内閣府の令和4年3月の調査によると約7割の銀行で旧姓口座に対応していると回答している。調査より約3年が経っているので現在ではさらに多くの金融機関で対応可能になっているものと考えられる。

そこで質問するが、県において旧姓併記ができないものや旧姓で行政手続きができないものにはどのようなものがあるか。

【総務部長の答弁】

県の知事部局が所管する行政手続のうち、法令や国の通知により本名のみによる手続が明確に確認できたものは20件程度であり、その多くが福祉関係の手続である。なお、県の条例を理由とするものはなかった。20件以外の手続について、明確に旧姓の記載ができないというものはないが、実際の手続に当たり、その運用や根拠を国に確認する必要があるものもあり、今後の国との動きを注視する。

【福野の質問】

選択的夫婦別姓を導入した場合の行政としてのデメリットはどのようなものがあるか。メリットもあるようなら合わせて答えていただきたい。

【未来創造部長の答弁】

行政コストや業務負担という観点から申し上げると、一般的に新たな制度が導入された場合には、自治体においてそれに伴うシステム改修であったりとか、県民への周知、広報、それから職員研修など、一時的な負担が生じるものであり、行政としては、県民に混乱が生じないよう丁寧に対応していく必要があると考えている。選択的夫婦別姓制度については、今、様々な国民の声とか、国会における議論等がある。こうしたものを踏まえ、民法や戸籍法等の法律、それから男女共同参画に関する計画を所管する国において、検討していく必要があると考えている。

【福野の質問】

選択的夫婦別姓を導入した場合、教育現場における子どもたちや学校側への影響について、県はどのように認識しているか。メリットもあるようなら合わせて答えていただきたい。

【教育長の答弁】

学校においては、現在も各家庭の事情により、保護者と子ども、また兄弟間で同じ姓を名乗っていない場合がある。出席簿や指導要録など、住民登録に基づいた姓を記載しなければならない書類を除き、日常の学校生活においては、保護者や子どもが希望する姓を使用できるように対応している。現時点では、制度内容は必ずしも全てが分かっているわけではないので、回答が難しい面もあるが、教育現場の影響ということに関して言えば、これまでどおり、姓の使用については保護者や子どもの意向に沿って柔軟に対応していくことになるものと思う。

【福野のコメント】

メリットもあればお答えくださいと質問したが回答がなかったので行政面や教育現場の面において特にメリットはないと認識した。また、福祉部局の方で旧姓が使えない例があるというが、総務部局では使えない例がないとのこと。これは高市衆議院議員が総務大臣時代に整備したことであるので、福祉部局においては、国における厚生労働省に働きかけて旧姓使用ができるように進めたい。

視察・活動など～議会の外でも活動中です!!～

